

1. 議事日程

〔令和7年第1回安芸高田市議会3月定例会第24日目〕

令和7年3月21日
午前10時開会
於 安芸高田市議場

- | | |
|-------|---|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 同意第1号 安芸高田市教育委員会教育長の任命の同意について |
| 日程第3 | 議案第2号 安芸高田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第4 | 議案第5号 安芸高田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第5 | 議案第7号 安芸高田市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 |
| 日程第6 | 議案第8号 安芸高田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第7 | 議案第9号 安芸高田市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第8 | 議案第21号 安芸高田市立学校施設使用料条例の一部を改正する条例 |
| 日程第9 | 議案第22号 安芸高田市社会体育施設等設置及び管理条例の一部を改正する条例 |
| 日程第10 | 議案第10号 安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 |
| 日程第11 | 議案第12号 安芸高田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 日程第12 | 議案第13号 安芸高田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 日程第13 | 議案第14号 介護保険法に基づく地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 日程第14 | 議案第15号 安芸高田市向原農村交流館設置及び管理条例の一部を改正する条例 |
| 日程第15 | 議案第16号 安芸高田市川根ゆず加工施設設置及び管理条例を廃止する条例 |
| 日程第16 | 議案第19号 安芸高田市八千代潜龍峡ふれあいの里設置及び管理条例を廃止する条例 |
| 日程第17 | 議案第17号 財産の無償譲渡について |
| 日程第18 | 議案第18号 財産の無償貸付について |
| 日程第19 | 議案第29号 令和7年度安芸高田市一般会計予算 |
| 日程第20 | 議案第30号 令和7年度安芸高田市国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第21 | 議案第31号 令和7年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第22 | 議案第32号 令和7年度安芸高田市介護保険特別会計予算 |
| 日程第23 | 議案第33号 令和7年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会 |

計予算

- 日程第24 議案第34号 令和7年度安芸高田市吉田財産区特別会計予算
 日程第25 議案第35号 令和7年度安芸高田市中馬財産区特別会計予算
 日程第26 議案第36号 令和7年度安芸高田市横田財産区特別会計予算
 日程第27 議案第37号 令和7年度安芸高田市本郷財産区特別会計予算
 日程第28 議案第38号 令和7年度安芸高田市北財産区特別会計予算
 日程第29 議案第39号 令和7年度安芸高田市来原財産区特別会計予算
 日程第30 議案第40号 令和7年度安芸高田市船佐財産区特別会計予算
 日程第31 議案第41号 令和7年度安芸高田市川根財産区特別会計予算
 日程第32 議案第42号 令和7年度安芸高田市下水道事業会計予算
 日程第33 議員派遣の件について
 日程第34 閉会中の継続調査の件について

2. 出席議員は次のとおりである。(16名)

1番	益田 一磨	2番	佐々木 智之
3番	熊高 慎二	4番	浅枝 久美子
5番	小松 かすみ	6番	南澤 克彦
7番	山本 数博	8番	新田 和明
9番	山根 温子	10番	児玉 史則
11番	大下 正幸	12番	熊高 昌三
13番	宍戸 邦夫	14番	金行 哲昭
15番	秋田 雅朝	16番	石飛 慶久

3. 欠席議員は次のとおりである(なし)

4. 会議録署名議員

13番	宍戸 邦夫	14番	金行 哲昭
-----	-------	-----	-------

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(16名)

市長	藤本 悦志	副市長	杉安 明彦
教育長	永井 初男	危機管理監	神田 正広
総務部長	新谷 洋子	企画部長	高下 正晴
市民部長	内藤 道也	福祉保健部長兼福祉事務所長	井上 和志
産業部長	森岡 雅昭	建設部長	河野 恵
消防長	吉川 真治	教育次長	柳川 知昭
教育参事	和田 治子	総務課長	佐々木 満朗

財 政 課 長 沖 田 伸 二 政 策 企 画 課 長 黒 田 貢 一

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名（4名）

事 務 局 長 高 藤 誠 事 務 局 次 長 藤 井 伸 樹
主 任 主 事 山 口 渉 主 事 實 村 峻



午前10時00分 開議

○石 飛 議 長 定刻になりました。
ただいまの出席議員は16名であります。
定足数に達しておりますので、これより、令和7年第1回安芸高田市議会定例会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。
日程に入るに先立ち、議会事務局長に諸般の報告をさせます。
高藤事務局長。

○高藤事務局長 諸般の報告をいたします。
第1点、市長より、議会の委任による専決処分事項について、1件の報告がありました。
第2点、選挙管理委員会委員長より、選挙管理委員会委員の異動について、通知がありました。
第3点、監査委員より、令和7年1月分の例月出納検査の報告がありました。
第4点、監査委員より、定期監査及び行政監査の結果に関する報告の提出についての報告がありました。
それぞれの写しをお手元に配付しておりますので御了承ください。
以上で諸般の報告を終わります。

○石 飛 議 長 以上で、諸般の報告を終わります。
続いて、本日の会議の運営について、過日、議会運営委員会を開き、御協議いただいておりますので、その結果について、議会運営委員長の報告を求めます。大下議会運営委員長。

○大下議会運営委員長 おはようございます。本日の会議の運営につきまして、3月14日、議会運営委員会を開き、次のとおり決定いたしましたので、報告をいたします。
追加案件となる、同意第1号は、提案理由説明の後、採決を行うことといたしました。
また、議員派遣の件については、中国市議会議長会定期総会に係る副議長の議員派遣について、採決を行うことといたしました。
以上、報告を終わります。

○石 飛 議 長 以上で、報告を終わります。



日程第1 会議録署名議員の指名

○石 飛 議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により、議長において13番 宍戸議員、及び14番 金行議員を指名いたします。



日程第2 同意第1号 安芸高田市教育委員会教育長の任命の同意について

○石 飛 議 長 日程第2、同意第1号「安芸高田市教育委員会教育長の任命の同意について」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 皆さん、おはようございます。提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、任期満了となる教育長の任命について、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めらるもので、令和7年4月27日で任期満了となる永井初男さんの後任として、猪掛公詩さんを任命したいとするものです。

任命後の任期は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第5条第1項により、令和7年4月28日から令和10年4月27日までの3年です。

猪掛公詩さんは、昭和61年に旧高宮町に奉職され、高宮町職員として、また、市町村合併を経て安芸高田市職員として、約40年間にわたり、産業振興部長や企画部長をはじめとする多くの要職を経験されるとともに、行財政にかかる豊富な知識を生かして的確にその重責を果たしてこられました。長年の行政現場で培ってこられた知識や経験に優れ、人望も厚く、誠実で、行政関係者からの信頼も厚い方です。

また、旧高宮町時代には、教育委員会事務局において8年間、社会教育や文化振興、人権教育などに関する業務に携わり、社会教育の分野において高尚な見識を十分備えられております。

今後、学校教育は当然のことながら、生涯学習にも力を入れ、地域とのつながりを重視していく必要があると考えております。

猪掛氏は、経験を基に力を発揮してもらえるものと思ひ、安芸高田市教育委員会教育長として任命したく、御提案申し上げます。御審議の上、御同意をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○石 飛 議 長 以上で、提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

この件に関しましては、質疑、討論及び委員会付託を省略いたしたいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○石 飛 議 長 異議なしと認め、質疑、討論及び委員会付託を省略いたします。

これより、同意第1号、安芸高田市教育委員会教育長の任命の同意についての件を採決いたします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

(異議なし)

○石 飛 議 長 異議なしと認めます。

よって、本件はこれに同意することに決定いたしました。

暫時、休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時07分 休憩

午前10時08分 再開

~~~~~○~~~~~

○石 飛 議 長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

- 日程第3 議案第2号 安芸高田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第5号 安芸高田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第7号 安芸高田市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第8号 安芸高田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第9号 安芸高田市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第21号 安芸高田市立学校施設使用料条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第22号 安芸高田市社会体育施設等設置及び管理条例の一部を改正する条例

○石 飛 議 長 日程第3、議案第2号「安芸高田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例」の件から、日程第9、議案第22号「安芸高田市社会体育施設等設置及び管理条例の一部を改正する条例」の件までの7件を一括して議題といたします。

本案7件は、総務文教常任委員会に付託されておりましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。

山根総務文教常任委員長。

○山根総務文教常任委員長 総務文教常任委員会委員長報告を行います。

令和7年2月26日付で、本委員会に付託されました議案について、審査の結果を次のとおり報告いたします。

付託のあった議案につきまして、3月5日に総務文教常任委員会を開き、市長・教育長及び関係部局の部課長等の出席を求め、慎重に審査を行いました。

議案第2号「安芸高田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例」は、非常勤消防団員の処遇改善を図るため、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令が一部改正され、消防団員退職報償金の勤務年数区分に35年以上の区分が加えられたことに伴い、安芸高田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正するものとの説明がありました。

審査の過程において、委員より、「35年以上勤務の方の退職報償金が、一律10万円上がるとのことだが、現時点で何名該当するのか。」との質

疑があり、執行部より、「令和6年4月1日現在の数字だが、消防団員数704名に対し、35年以上の方が25名いる。」との答弁がありました。

次に、議案第5号「安芸高田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例」は、昨年、民間労働法制において、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等の内容を含む一部改正法が成立されたこと、また、人事院が行った公務員人事管理に関する報告では、仕事と生活の両立支援の拡充に係る項目が示され、民間労働法制の施行に遅れることなく実施することとされたことを受け、本市においても仕事と生活の両立支援の拡充施策を実施するため、所要の改正を行うもの。

主な改正内容としては、「超過勤務の免除の対象者の拡大」と「仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備」との説明がありました。

次に、議案第7号「安芸高田市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」は、令和6年8月の人事院勧告を踏まえ、所要の改正を行うもので、「安芸高田市職員の給与に関する条例」の一部改正では、扶養手当、通勤手当、地域手当、単身赴任手当、管理職員特別勤務手当、再任用職員の手当拡大、給料表について所要の改正を行うもの。

「安芸高田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例」の一部改正では、特定任期付職員の特定任期付職員業績手当を廃止し、ボーナスを期末手当と人事評価の結果等に応じて支給する勤勉手当から成る構成に改めるもの。

「安芸高田市会計年度任用職員の給与等に関する条例」の一部改正では、職員に準じ、会計年度任用職員に、地域手当及び地域手当に相当する報酬を支給し、1時間当たりの時間単価や期末・勤勉手当の基礎額に地域手当等の額を含めるものとの説明がありました。

審査の過程において、委員より、「地域手当は2%から始め、最終的に4%で着地すると思うが、今後の見込みは。」との質疑があり、執行部より、「令和7年度については2%。8年度以降は、国の支給状況や本市の財政状況等を見極めて判断をしていきたい。令和10年度までには4%となるよう調整していく考えである。」との答弁がありました。

また、委員より、「地域手当の変更で予算がどのくらい増額されたのか。」との質疑があり、執行部より、「正規職員で言うと、一般会計、特別会計等含めて、約4,700万円が地域手当の増額分となる。」との答弁がありました。

また、委員より、「配偶者手当が令和8年度からなくなる予定だが、どのような経緯か。」との質疑があり、執行部より、「国が、子供世帯に対する支援に重きを置くよう勧告した。」との答弁がありました。

次に、議案第8号「安芸高田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一

部を改正する条例」は、令和6年能登半島地震の発災を受け、国より地方公共団体の職員が行う災害応急作業等が、特殊勤務手当の支給対象作業に該当することが示されたことを受け、本市においても、特殊勤務手当として「災害応急作業等派遣従事職員の手当」を新たに設け、その支給範囲及び支給額を定めるものとの説明がありました。

審査の過程において、委員より、「改正内容の表に、著しく危険であると市長が認める区域で行われた場合とあるが、具体的にはどのような想定か。」との質疑があり、執行部より、「災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法等に基づき、立入禁止、退去命令等の措置がされた区域等で市長が認めるものとしている。」との答弁がありました。

次に、議案第9号「安芸高田市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」は、現在、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、標準化基準に適合したシステムへの移行を進めている。それに伴い、一元的に住登外者の登録管理を行う「住登外者宛名番号管理機能」が、国が示す標準仕様書において共通機能として設けられることとなり、この機能を取り扱う事務については、個人番号を利用する独自利用事務として、条例に定める必要があるとの見解が国から示されたため、本市においても、独自利用を行う事務について、条例の整備等を行うものとの説明がありました。

次に、議案第21号「安芸高田市立学校施設使用料条例の一部を改正する条例」は、主に暑さ対策のため、今年度と来年度の2か年で、小学校の体育館に空調を順次設置している。このたび、愛郷小学校と高宮小学校の体育館の空調設備工事が完了することから、一般での使用を開始することに伴い、体育館の冷暖房を使用する場合の使用料を定め、あわせて、条ずれを整理するものとの説明がありました。

次に、議案第22号「安芸高田市社会体育施設等設置及び管理条例の一部を改正する条例」は、公有財産の売却に伴い、旧郷野小学校のうち、社会体育施設の「グラウンド」と「体育館」について、条文の別表から表記を削除するものとの説明がありました。

以上の7議案について、慎重に審査し、採決した結果、原案のとおり可決すべきであると決しました。

以上、報告といたします。

○石 飛 議 長 以上で委員長の報告を終わります。

これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。

(質疑なし)

○石 飛 議 長 質疑なしと認めます。以上で質疑を終了いたします。

これより、本案7件に対する討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

○石 飛 議 長 討論なしと認め、以上で討論を終結いたします。

これより、議案第2号「安芸高田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例」の件から、議案第22号「安芸高田市社会体育施設等設置及び管理条例の一部を改正する条例」の件までの7件を、一括して起立により採決いたします。

本案7件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案7件は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○石 飛 議 長 起立多数であります。よって、本案7件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第10 議案第10号 安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日程第11 議案第12号 安芸高田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

日程第12 議案第13号 安芸高田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

日程第13 議案第14号 介護保険法に基づく地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

日程第14 議案第15号 安芸高田市向原農村交流館設置及び管理条例の一部を改正する条例

日程第15 議案第16号 安芸高田市川根ゆず加工施設設置及び管理条例を廃止する条例

日程第16 議案第19号 安芸高田市八千代潜龍峡ふれあいの里設置及び管理条例を廃止する条例

○石 飛 議 長 日程第10、議案第10号「安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の件から、日程第16、議案第19号「安芸高田市八千代潜龍峡ふれあいの里設置及び管理条例を廃止する条例」の件までの7件を一括して議題といたします。

本案7件は、産業厚生常任委員会に付託されておりましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。

南澤産業厚生常任委員長。

○南澤産業厚生常任委員長 産業厚生常任委員会委員長報告をいたします。

令和7年2月26日付で、本委員会に付託されました議案の審査結果について報告します。

付託のあった議案について、3月6日に委員会を開き、審査を行いました。

議案第10号「安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」

は、「県単位で運営されている国民健康保険について、県の保険事業費納付金を収めるために必要な保険税額を確保するに当たり、税率を改正するもの。」との説明がありました。

審査の過程において、委員より「県への収納必要額は減額、1人当たりの保険料収納必要額は増額とのことだが、主な増減の要因をどのように理解すればよいか。」との質疑があり、執行部より、「被保険者数の減少により、医療費や県へ納付する金額の総額は減っているが、被保険者で割った1人当たりの額は、医療の高度化などにより増えている。」との答弁がありました。

次に、議案第12号「安芸高田市家庭的保育事業の事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」は、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、同様の改正を行うもので、本市には該当する事業者はない。」との説明がありました。

次に、議案第13号「安芸高田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」は、「特定教育保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子供子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、同様の改正を行うもので、本市には該当する事業者はいない。」との説明がありました。

次に、議案第14号「介護保険法に基づく地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」は、「介護保険法施行規則が改正され、地域包括支援センターの職員配置基準の見直しが行われたことに伴い、市の基準条例の一部を改正するもの。」との説明がありました。

審査の過程において、委員より「基準を緩和することによる影響は。」との質疑があり、執行部より、「現在、地域包括支援センターは常勤職員として配置確保ができていますので、今すぐ影響することはないが、今後配置が困難になった際に、常勤換算法による配置もできるものとなる。」との答弁がありました。

次に、議案第15号「安芸高田市向原農村交流館設置及び管理条例の一部を改正する条例」は、向原農村交流館の利用料金について、実態に即し、単位と利用料金の改正を行うとともに、指定管理者が利用料金を収受できる旨を加える改正を行うもの。」との説明がありました。

審査の過程において、委員より「利用区分について、店頭利用は明記されていないが、考えを伺う。」との質疑があり、執行部より、「店頭利用については、展示販売を行うものであることから、対象としていない。」との答弁がありました。

次に、議案第16号「安芸高田市川根ゆず加工施設設置及び管理条例を廃止する条例」は、「安芸高田市川根ゆず加工施設について、公共施設等総合管理計画において、受益の範囲が限られる施設は譲渡を進め、事業効果による政策補助に転換することとしており、県や国から財産処分

の承認を受け、川根柚子共同組合と合意に至ったことから、施設譲渡を行うに当たり条例を廃止するもの。」との説明がありました。

審査の過程において、委員より「当該施設は経年劣化が想像されるが、条例廃止により市の関わりは。」との質疑があり、執行部より、「平成30年に譲渡に係る修繕補助金を支出し、その際に各設備の修繕を行っている。」との答弁がありました。

次に、議案第19号「安芸高田市八千代潜龍峡ふれあいの里設置及び管理条例を廃止する条例」は、「八千代潜龍峡ふれあいの里について、管理者からの撤退の申入れにより、令和6年度より施設を休業していたこと、当該施設は老朽化が進んでいること、土地の賃借料を市が負担していたことから条例を廃止することとし、条例廃止後は管理施設を解体後、土地の賃貸借契約を解除し、地権者に土地を返却する。」との説明がありました。

審査の過程において、委員より「民間譲渡は検討しなかったのか。」との質疑があり、執行部より、「民間からの問合せもあったが、地権者との協議の中で、土地の賃貸借契約は市以外には行わない意向があったため、条例廃止とした。」との答弁がありました。

以上7議案について、慎重に審査し、採決した結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告といたします。

○石 飛 議 長 以上で委員長の報告を終わります。

これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。

(質疑なし)

○石 飛 議 長 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

これより本案7件に対する討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

○石 飛 議 長 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより、議案第10号「安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の件から、議案第19号「安芸高田市八千代潜龍峡ふれあいの里設置及び管理条例を廃止する条例」の件までの7件を一括して起立により採決いたします。

本案7件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案7件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○石 飛 議 長 起立多数であります。よって、本案7件は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第17号 財産の無償譲渡について

日程第18 議案第18号 財産の無償貸付について

○石 飛 議 長 日程第17、議案第17号「財産の無償譲渡について」の件及び日程第18、議案第18号「財産の無償貸付について」の件の2件を一括して議題といたします。

本件に関しては、地方自治法第117条の規定により除斥の対象となりますので、熊高昌三議員の退場を求めます。

[熊高昌三議員 退場]

○石 飛 議 長 暫時休憩いたします。

午前10時31分 休憩

午前10時31分 再開

○石 飛 議 長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

本案2件は、産業厚生常任委員会に付託されておりましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。

南澤産業厚生常任委員長。

○南澤産業厚生常任委員長 令和7年2月26日付で、本委員会に付託されました議案の審査結果について報告します。

付託のあった議案について、3月6日に委員会を開き、審査を行いました。

議案第17号「財産の無償譲渡について」及び議案第18号「財産の無償貸付について」は、「安芸高田市川根ゆず加工施設について、公共施設等総合管理計画において、受益の範囲が限られる施設は譲渡を進め、事業効果による政策補助に転換することとしており、県や国から財産処分の承認を受け、川根柚子共同組合と合意に至ったことから、議案第17号は施設を無償譲渡、議案第18号は関連敷地を無償貸付けするもの。」との説明がありました。

議案第17号の審査では、委員より「緊縮財政の中、市の利益になるような取引条件にならなかったか。」との質疑があり、執行部より、「当該施設は国の補助金を活用しているため、有償の場合、補助金の返還を行う必要がある。」との答弁がありました。

議案第18号の審査では、委員より、「貸付期間を10年間とした根拠を伺う。」との質疑があり、執行部より、「譲渡を行うと、不動産取得税や固定資産税がかかることとなる。その中で、継続性を持ってもらうため、10年間の猶予を持ち、運営状況を確認していきたい。」との答弁がありました。

さらに委員より、「今後、民間へ譲渡をする施設があった場合も、今回と同様の対応となるのか。」との質疑があり、執行部より、「本市で

は、保育所や診療所など、なくてはならない施設へ土地の無償貸付を行っている状況がある。このたびの加工施設については、組合として設立し運営している経緯から、同様の考えができるものと考えている。」との答弁がありました。

以上2議案について、慎重に審査し、採決した結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告といたします。

○石 飛 議 長 以上で委員長の報告を終わります。
これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。

(質疑なし)

○石 飛 議 長 質疑なしと認めます。
以上で質疑を終了いたします。
これより、本案2件に対する討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

○石 飛 議 長 討論なしと認めます。
以上で討論を終結いたします。
これより、議案第17号「財産の無償譲渡について」の件及び議案第18号「財産の無償貸付について」の件の2件を一括して起立により採決いたします。

本案2件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案2件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○石 飛 議 長 起立多数であります。よって、本案2件は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩といたします。

[熊高昌三議員 入場]

~~~~~○~~~~~

午前10時36分 休憩

午前10時36分 再開

~~~~~○~~~~~

○石 飛 議 長 休憩を閉じて、会議を再開します。

~~~~~○~~~~~

日程第19 議案第29号 令和7年度安芸高田市一般会計予算  
日程第20 議案第30号 令和7年度安芸高田市国民健康保険特別会計予算  
日程第21 議案第31号 令和7年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計予算  
日程第22 議案第32号 令和7年度安芸高田市介護保険特別会計予算  
日程第23 議案第33号 令和7年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計予算

|       |        |                       |
|-------|--------|-----------------------|
| 日程第24 | 議案第34号 | 令和7年度安芸高田市吉田財産区特別会計予算 |
| 日程第25 | 議案第35号 | 令和7年度安芸高田市中馬財産区特別会計予算 |
| 日程第26 | 議案第36号 | 令和7年度安芸高田市横田財産区特別会計予算 |
| 日程第27 | 議案第37号 | 令和7年度安芸高田市本郷財産区特別会計予算 |
| 日程第28 | 議案第38号 | 令和7年度安芸高田市北財産区特別会計予算  |
| 日程第29 | 議案第39号 | 令和7年度安芸高田市来原財産区特別会計予算 |
| 日程第30 | 議案第40号 | 令和7年度安芸高田市船佐財産区特別会計予算 |
| 日程第31 | 議案第41号 | 令和7年度安芸高田市川根財産区特別会計予算 |
| 日程第32 | 議案第42号 | 令和7年度安芸高田市下水道事業会計予算   |

○石 飛 議 長 日程第19、議案第29号「令和7年度安芸高田市一般会計予算」の件から、日程第32、議案第42号「令和7年度安芸高田市下水道事業会計予算」の件までの14件を一括して議題といたします。

本案14件は、予算決算常任委員会に付託されておりましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。

児玉予算決算常任委員長。

○児玉予算決算常任委員長 予算決算常任委員会委員長報告をいたします。

令和7年2月26日付で本委員会に付託されました、議案第29号から議案第42号までの14議案の審査結果を報告いたします。

3月13日、14日、17日の3日間、委員会を開き、審査を行いました。

令和7年度当初予算は、主要事業が次の5項目、「対話による改革」「暮らしやすい“あったかい”まちづくり」「すくすく子育てとまなび」「ぬくもりのふくしとシニアの底力」「がんばる産業はまちの原動力」に区分されており、一般会計の予算規模は196億9,800万円で、前年度と比較して3億8,400万円の増でした。

また、特別会計予算は前年度と比較して1億6,457万1,000円の減、下水道事業会計は2,450万円の増であり、各会計の合計は299億8,934万5,000円となり、前年度と比較して、2億4,392万9,000円の増となっております。

審査を通じて出された特徴的な質疑と答弁は、次のとおりです。

危機管理監の審査においては、委員より、「新規事業の個別避難計画の作成について、作成することによりどのような効果が望まれるのか。」との質疑があり、執行部より、「個別避難計画は、災害対策基本法により作成が努力義務となっている。この計画は、要支援者が適切なタイミングでの避難や事前に避難先を見つけることができるといった効果があると考えている。」との答弁がありました。

また、委員より、「生活支援員制度があるが、連携はどのように考えているのか伺う。」との質疑があり、執行部より、「個別避難計画は法に基づくもの、生活支援員制度は本市独自のもの。互いに連携を取るのが理想であり、連携が取れるよう進めていきたい。」との答弁がありました。

総務部の審査においては、委員より、「電算コンサル・ITコーディネーター業務委託料について、総合行政システムの標準化を行う費用等との説明があったが、全国的に統一の標準に改修していくと思うが、これは初めての取組か。」との質疑があり、執行部より、「今年度から取り組んでいるが、20業務に対して今回初めてとなる。」との答弁がありました。

消防本部の審査においては、委員より「消防庁舎のLED化について、民間提案制度を活用した場合のメリットを伺う。」との質疑があり、執行部より、「機器代を10年間リース方式としている。リース代は年間96万円で、交換することにより、電気代が年間118万円削減されると試算している。よって、効果は年間22万円の削減となる。さらに、CO<sub>2</sub>排出量、年間121トンの削減も予定されている。」との答弁がありました。

企画部の審査においては、委員より、「基金の積立てについて、昨年度と比較し、財政調整基金積立金の増額や地域振興基金積立金の増額など、大きな額の変更が見られるが、方針が変わったのか。」との質疑があり、執行部より、「積立方針は変わっていない。歳入の増減によって積立金が減額または増額になるものがある。例えば、ふるさと応援基金については、ふるさと納税制度の寄附金が減額したことに伴い積立金が減額している。」との答弁がありました。

また、委員より、「金利の上昇傾向が予想される中で、例えば減債基金など、金利上昇を見込んで早めに返していくといった策はあるか。」との質疑があり、執行部より、「現在、市債の償還については減少傾向であるため、繰上償還を今すぐ始める計画はない。取り入れの金額を全体的に見て、どのようにしていくのかがベストかを検討しながら、今後進めていきたい。」との答弁がありました。

また、委員より、「高校応援プロジェクト補助金の内訳を伺う。」との質疑があり、執行部より、「高校応援魅力化については、吉田高校と向原高校に90万円ずつ、残りがスタディサプリの補助となっている。スタディサプリの利用料が1人6,160円であるため、吉田高校336人、向原高校74人、計410人で計上している。」との答弁がありました。

さらに企画部の審査の過程の中で、次の2点について資料の提出を求め、再度審査を行いました。

1点目「地域おこし協力隊の件」については、委員より、「受託事業者から地域おこし協力隊のOB、OG、さらにその次の受託業者にお金が出るようなことはないのか。」との質疑があり、執行部より、「受託事業者と協力隊OB、OGは連携する関係。受託料を支払っている関係ではない。」との答弁がありました。

また、委員より、「活動状況報告について、以前より改善されていると答弁があったが、現状どのような報告を受けているのか。」との質疑があり、執行部より、「報告書の様式は決まっておらず、任意の様式で

報告されている。内容については、活動日と活動内容、支援した時間が記載してある。」との答弁がありました。

さらに、委員より、「市民に対して、協力隊の活動支援業務の内容等を具体的に、明確に、広報することが必要ではないか。」との質疑があり、執行部より、「活動状況が見えにくいので、今後は市のホームページ、フェイスブック等で活動状況の報告をするようにしていきたい。」との答弁がありました。

2点目は、「地域情報化推進事業費の通信費」の件については、委員より、「現状のラインの登録者数では、市全体をカバーするには至らないため、折衷案で新たにアプリを導入すると思うが、いずれラインに統一することを目指していくのか。」との質疑があり、執行部より、「緊急時や防災情報が住民に伝わるのが前提である。ラインでは設定次第で情報が受信できない状況がある。今回導入するアプリは強制的に加入者全てに情報が配信できる。当面は併用で運用していきたい。」との答弁がありました。

また、委員より、「緊急時であれば、Lアラートでも対応できる。専用アプリにする理由を伺う。」との質疑があり、執行部より、「Lアラートであっても受信するものが必要であり、個人任せとなる。お太助フォンは市の施策として、既に75%の世帯に設置されており、これをベースにして情報を伝える形を確保したい。アプリであれ、専用端末であれ、きちんと移行して、さらに増やす形にしていきたい。」との答弁がありました。

市民部の審査においては、委員より、「地球温暖化対策のための計画策定を行うとあるが、環境基本計画との兼ね合いは。」との質疑があり、執行部より、「環境基本計画は第二次を策定しているが、本来であれば、この環境基本計画の中にこの地球温暖化対策のことも含めて一つの計画にしたい思いはあるが、現状はまだ考えていない。」との答弁がありました。

福祉保健部の審査においては、委員より、「保育施設の統合について、このたび土地を購入するが、造成に要する経費の見込みについて伺う。」との質疑があり、執行部より、「全てが一般財源ではないが、概算で1億1,000万円を予定している。」との答弁がありました。

また、委員より、「インフラ整備による費用は含まれているのか。」との質疑があり、執行部より、「1億1,000万円は造成費用のみであり、上下水道等は市で整備する。建物に係る費用は法人が整備する。」との答弁がありました。

また、委員より、「旧田んぼアート公園予定地に整備する計画の際は、土地は最低でも8,000平方メートル必要と説明があったが、このたびの予定地は7,000平方メートルである。考えを伺う。」との質疑があり、執行部より、「旧田んぼアート公園予定地に整備を計画をしていた際は、

広域的な園児の応募に対応する想定であったが、このたびの計画では地域の園児が利用されるこども園を予定している。そのため、定員数の減少に合わせて面積も減少している。」との答弁がありました。

教育委員会事務局の審査においては、委員より「フリースクール支援事業補助金について、予算額の根拠を伺う。」との質疑があり、執行部より、「市内に所在するフリースクール等の活動を支援する目的で補助金制度を創設し、教材、図書の購入費、体験活動に要する経費を補助する。県内で同様の補助事業はなく、他県の補助事業を参考にした。」との答弁がありました。

産業部の審査においては、委員より「森林管理の適正化について、『市が管理すべきと判断』する要件は。」との質疑があり、執行部より「森林経営管理事業に基づくもので、水源涵養や災害防止等の公共的な整理が必要な森林や、伐期が来ている山林や間伐の整備が進んでいない森林である。」との答弁がありました。

さらに委員より、「それは森林経営管理計画に基づき、適地に対して所有者を確認するものも計画に基づくものか、それとも所有者から話があって進めていくものなのか。」との質疑があり、執行部より、「広島県と経営管理ができる森林を調査し、その中から所有者に対して意向調査を行い、市に預ける回答をした方の森林が30ヘクタール以上になれば、森林事業体が経営管理の計画を立てることができる。」との答弁がありました。

建設部の審査においては、委員より、「橋梁長寿命化修繕計画見直し委託料について、どのように見直しをするのか。」との質疑があり、執行部より、「現在、橋梁点検が2回目を終了している。その結果を基に今後の修繕計画を見直す。優先度の高い橋梁を選定し、施設の損傷状況を把握する。計画的に予防保全的な修繕を行うことで、耐用年数を延ばし、維持管理コストの縮減及び予算の平準化を行うため計画をする業務である。」との答弁がありました。

介護保険特別会計の審査においては、委員より、「介護認定審査会のICT化とあるが、どのように効率が図れるのか。」との質疑があり、執行部より、「審査会で使用する医師意見書等を紙で配布していたが、デジタル化するシステムを導入する。これにより職員の作業時間が年間約98時間削減、コストは年間約74万円削減できる見込みである。」との答弁がありました。

下水道事業会計の審査においては、委員より「企業債の資本費平準化債について伺う。」との質疑があり、執行部より、「本市の下水道債の元金の償還は、恐らく30年で計画しており、減価償却費は約50年である。この20年間の間に、構造的に資金不足が生じることから、その部分の補填財源に資本費平準化債を充てており、世代間の公平性を図る目的として措置されたものである。」との答弁がありました。

討論において、委員より、「地域おこし協力隊支援業務委託料は、市民より調査の要望があり、昨年11月の臨時会において監査請求が提出され、現在結果を待っている状況である。監査結果が出次第、再度審査をすべきと考えているが、本市において、地域おこし協力隊は地域活性化の要であり、期待しているところでもある。一方、隊員と地域住民との認識のずれや、サポート体制が十分でないことなど、国の指摘があることから、地域おこし協力隊推進要綱の一部が改正され、より適切なサポート体制が求められている。市においては、監査結果の内容をしっかりと精査した上で新たなルールをつくるなど、今後取り組んでいくという答弁であったことから、その内容をもって今回賛成した。」との賛成討論がありました。

そのほか特別会計を含む各会計の「歳入、歳出」について審査した結果、予算額、予算規模、編成内容等は適正であると判断し、議案第29号から第42号までの14議案は、全て原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○石 飛 議 長 以上で委員長報告を終わります。

これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。

(質疑なし)

○石 飛 議 長 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終了いたします。

これより本案14件に対する討論を行います。討論はありませんか。

討論がありますので、まず、議案第29号「令和7年度安芸高田市一般会計予算」の件に対する討論の発言を許します。

討論はありませんか。

討論がありますので、まず、反対討論の発言を許します。

反対討論はありませんか。

(討論なし)

○石 飛 議 長 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

熊高昌三議員。

○熊 高 議 員 議案第29号「令和7年度安芸高田市一般会計予算」に賛成の立場で討論をさせていただきます。

委員長報告にもいろいろありましたが、予算執行に当たり、次のことを申し添えたいと思います。

北海道辺り、特に夕張が有名ですけれども、財政破綻する自治体がありますし、また新たに北海道内でも、財政破綻するという自治体が出てきたようです。全国でも、各自治体で財政状況は逼迫している状況ですが、安芸高田市も非常に厳しい財政状況、その中で、令和7年度の予算

の提案でありました。

2020年から2040年に向けて、人口の減少等で交付税額は83億円が60億円に減少する見込みであります。毎年1億円余り減少が予想されるということです。予算提案内容について、新規事業計画は詰めの甘さが露呈していたように、私は感じられました。市長をトップとした執行部の一体感が乏しく感じられました。

しかし、4月から執行するに当たり、新たに全庁を挙げて取り組むとされる行財政改革の方向性を、スピード感を持って、9月の年度、半期までには一定の方向性を明らかにしていただきたいと考えております。

対話はもちろん必要な手法ですが、改革は待ったなしです。ここは、市長の強いリーダーシップを発揮していただき、とりわけ、審議の中でも申し上げた広域的な移動体制、これは介護保険制度も含めて、十分に研究する必要があると思います。

また、子供たちの育成環境については、グランドデザインを示し、市民に問うていただきたいと考えております。

先頃、三次市の福岡市長と話す機会があり、三次市は安芸高田市の倍近い人口規模、そして財政規模ですが、この三次市もかなり厳しい財政状況の中、審査の中でも申し上げましたが、三次市の市民病院の改築を計画をしておりましたが、先送りされました。消防署の移転という大きな事業も入っていることありますが、三次市も同じように財政状況は逼迫している、そういったデータも見せていただきました。しかし、三次市の市民、とりわけ若い世代には、夢や活力につながる施策も多く見とれました。

ぜひとも、藤本市長にあっても、この令和7年度の予算執行が市民と協働した活性化につながる予算執行となるよう、少しでも予算執行の中で削減できるものは削減し、1円でも厳しい財政状況を踏まえた執行にしていきたい。また、歳入の改善も、新しい特命担当部長に大いに期待をしたいと考えております。

昨日、三次市の文化ホール「きりり」で、O&Kのお二人によるティーブレイクコンサートがありました。お二人は、安芸高田市在住の大前醤油の社長、大前浩介氏と、宇多田ヒカルさんと同じプロデューサーの下で修行を積んだ木本智晴さんでした。藤本市長の奥さんも参加されておりましたので、聞かれたかとは思いますが、その中のオリジナル曲「ウィッシュ」、願いというふうに考えられるようですが、その中で、譲れないものがある、そしてかなえない夢があるという曲を力強く歌われております。私も何度か聞きましたが、感動的な詩の内容で、お二人の強い思いが伝わってきました。

藤本市長も強い意志とスピーディな決断と実行力に期待をし、令和7年度安芸高田市一般会計予算を執行いただきたい。そういった思いで賛成討論とさせていただきます。

○石 飛 議 長 ほかに討論はありませんか。  
(討論なし)

○石 飛 議 長 賛成討論なしと認めます。  
以上で、討論なしと認め、討論を終結いたします。  
これより、議案第29号「令和7年度安芸高田市一般会計予算」の件を起立により採決いたします。  
本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。  
本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○石 飛 議 長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。  
そのほかの議案について、討論はありませんか。  
(討論なし)

○石 飛 議 長 討論なしと認め、以上で討論を終結いたします。  
これより、議案第30号「令和7年度安芸高田市国民健康保険特別会計予算」の件から、議案第42号「令和7年度安芸高田市下水道事業会計予算」の件までの13件を一括して起立により採決いたします。  
本案13件に対する委員長の報告は、原案可決であります。  
本案13件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○石 飛 議 長 起立多数であります。よって、本案13件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第33 議員派遣の件について

○石 飛 議 長 日程第33「議員派遣の件について」を議題といたします。
議員派遣については、会議規則第167条の規定により、お手元に配付しておりますとおりに決定いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○石 飛 議 長 異議なしと認めます。
よって、本件については、これを承認することに決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第34 閉会中の継続調査の件について

○石 飛 議 長 日程第34「閉会中の継続調査の件について」を議題といたします。  
議会運営委員長及び予算決算常任委員長から、所管事務につき閉会中の継続調査の申出が提出されております。  
本件については、これを承認することに御異議ありませんか。

(異議なし)

○石 飛 議 長 異議なしと認めます。よって、本件についてはこれを承認することに

決しました。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これにて、令和7年第1回安芸高田市議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。



午前11時07分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員